6.12 総合防災訓練

●期　日

6月10日(金)

●主会場（指定避難場所）

関地区（活性化センター）
横川地区（横川公民館）
長老地区（長老公民館）

６月12日（日）は「県民防災の日」です。昭和53年６月12日発生の「宮城県沖地震」、平成23年３月11日発生の「東日本大震災」等の災害経験を基に、今後も起こり得る大規模地震等に備えるため、今年度は、主会場を関・横川・長老地区の住民を対象とし公共施設への一時避難訓練と指定避難場所の開設、運営訓練を「６.12総合防災訓練」として実施します。

訓練開始の合図として、**午前８時30分**にサイレンを鳴らしますので、火災等と間違わないようご注意ください。

※今年は６月12日が日曜日のため６月10日に実施します。

※家庭の防火・防災点検を行いましょう

地震や災害に備え、住宅用火災警報器・消火器の確認や家具類の転倒防止、非常持ち出しなどご家庭の防災対策を再点検してください。

▲避難訓練（避難所開設）

▲避難訓練（避難所開設）

▲段ボールベッド設営訓練

●お問い合わせ　　総務課　☎３７－２１１１（担当：渡部）

人権相談会のご案内

毎年６月１日は…
人権擁護委員の日です

この日にちなみ、人権擁護委員が次の４か所で相談所を開き、人権に関するさまざまな相談をお受けします。

相談は無料で、予約も不要です。秘密は厳守いたします。

家庭内のいざこざ、離婚、相続、隣り近所との問題など、日頃お悩みの方は、遠慮なく、御相談にお越しください。

開催日時と相談会場

- ６月４日（土）　午前10時～午後３時　白石市中央公民館
- ６月８日（水）　午前10時～午後３時　角田駅コミュニティプラザ
- ６月８日（水）　午前10時～午後３時　大河原町役場
- ６月８日（水）　午前９時～午前11時30分　丸森町まちづくりセンター

●お問い合わせ　　大河原町字錦町１－１　法務局内
大河原人権擁護委員協議会　☎０２２４－５２－６０５３

宮城県後期高齢者医療広域連合から大切なお知らせです

令和４年10月１日から被保険者が一定以上の所得のある世帯の方は、窓口負担割合が３割（現役並み所得者）の方を除き、医療費の窓口負担割合が２割になります。※被保険者全体のうち約６万人（約20％）の方が対象となる見込みです。

新たに２割負担の対象になる方は、後期高齢者医療の被保険者の方の住民税課税所得金額や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。（令和３年中の所得をもとに判定します）

医療費の窓口負担割合が３割負担以外の方で、以下の場合が対象となります。

被保険者が１人の世帯	被保険者が２人以上の世帯
住民税課税所得が 28 万円以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上	住民税課税所得が 28 万円以上の方がいて、「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が 320 万円以上

※２割負担になる方には、１カ月の外来の負担増加額を3,000円までに抑える３年間の配慮措置があります。

この制度見直しに伴い　令和４年度は被保険者証（保険証）が２回送付されます

１回目：７月中に全被保険者に送付します。
（保険証有効期限：令和４年８月１日～令和４年９月 30 日）

２回目：９月中に全被保険者に送付します。
（保険証有効期限：令和４年 10 月１日～令和５年７月 31 日）

※令和４年 10 月から窓口負担割合が２割となる方については、２回目の送付時に２割の保険証を送付します。
１回目の送付時と窓口負担割合に変更がない方についても、２回目に延長した有効期限の保険証を送付します。

●お問い合わせ　　宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課　☎０２２－２６６－１０２１
町民税務課　☎３７－２１１４（担当：熊谷）